

## ○茨城県立医療大学付属病院医療安全管理室設置要綱

平成22年3月23日第20回病院幹部会

改正 平成27年3月23日第18回病院幹部会

改正 平成28年12月5日第12回病院幹部会

改正 平成29年2月27日第16回病院幹部会

改正 令和7年6月16日第6回病院幹部会

### (目的)

この要項は、茨城県立医療大学付属病院（以下「付属病院」という。）において質の高い安全な医療を提供するため、茨城県立医療大学付属病院医療安全管理委員会の下部組織として設置する茨城県立医療大学付属病院医療安全管理室（以下「医療安全管理室」という。）の所掌業務及び組織に関して必要な事項を定め、もって付属病院の医療安全管理を実効あるものとするを目的とする。

### (医療安全管理室長)

第1条 医療安全管理室に室長を置く。

- 2 医療安全管理室には室長補佐を置く。室長補佐は室長を補佐し、室長に事故ある場合にその職務を代行する。
- 3 室長及び室長補佐は医師、看護師、薬剤師等の資格を有する者のうち医療安全管理に関する必要な知識を有する者を病院長が任命する。
- 4 医療安全管理室長及び室長補佐の任期は2年とするが再任を妨げない。

### (医療安全管理者)

第2条 医療安全管理室に医療安全管理者を置く。

- 2 医療安全管理者は医師、看護師、薬剤師等の資格を有する者のうち医療安全管理に関する必要な知識を有する者を病院長が指名する。
- 3 医療安全管理室長と医療安全管理者の兼務は妨げないものとする。
- 4 医療安全管理者は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。
  - (2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。
  - (3) 各部門における医療事故防止担当者への支援を行うこと。
  - (4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
  - (5) 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。
  - (6) 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。

### (組織)

第3条 医療安全管理室は医療安全管理室長のもと、医療安全管理者、薬剤科職員、及び事務局1名（病院管理課職員）をもって構成する。

- 2 前項に規定する病院管理課職員は、病院管理課長が推薦した者を院長が指名する。

### (業務内容)

第4条 医療安全管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録する。
- (2) 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取り扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。
- (3) 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスを、必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者を参加させて開催する。
- (4) 医療安全に係る日常活動に関すること。
  - ア 医療事故及びインシデントに係る情報の収集及び分析に関する業務
  - イ 分析等に基づく業務推進の改善に関する業務
  - ウ 医療安全管理のための対策に関する業務
  - エ 委員会指示業務の検討に関する業務
  - オ 委員会等の指示業務の各部門への周知、徹底に関する業務
  - カ その他必要な業務

(活動)

第5条 医療安全管理室は第4条に定める業務を行うため、必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者を参加させ、原則として会議及び院内巡視を毎月各1回実施する。ただし室長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(活動記録)

第6条 医療安全管理室は第5条に定める活動を行った時は活動記録を作成し、室長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

(報告)

第7条 医療安全管理室はその活動結果を医療安全管理委員会に報告しなければならない。報告は室長が医療安全管理委員会に活動記録を資料として提出して行うものとする。

(事務)

第8条 医療安全管理室に関する事務は、病院管理課で処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い茨城県立医療大学附属病院リスクマネージャーリーダー会議規則（平成15年2月10日第16回病院幹部会）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7年6月16日から施行する。